|  |
| --- |
| **５０３０．関税等更正請求** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＫＫＣ | 関税等更正請求 |

１．業務概要

「関税等更正請求事項登録（ＫＫＡ）」業務で登録した情報を使用し、関税等更正請求を行う。

本業務は税関の一般執務時間内のみ行うことができる。

２．入力者

通関業

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②関税等更正請求ＤＢに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

③システムに通関士として登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）関税等更正請求ＤＢチェック

①入力された更正請求番号が関税等更正請求ＤＢに存在すること。

②関税等更正請求事項の登録が完了していること。

③関税等更正請求がされていないこと。

④関税等更正請求の場合は、本業務の入力年月日が関税等更正請求ＤＢに登録されている輸入許可年月日の翌日から５年以内（関税等更正請求ＤＢに登録されている輸入許可年月日が平成２３年１２月１日以前の場合は、１年以内）であること。ただし、実施可能期間の最終日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日を最終日とする。

⑤特例申告に係る関税等更正請求の場合は、本業務の入力年月日が関税等更正請求ＤＢに登録されている特例申告期限日の翌日から５年以内（関税等更正請求ＤＢに登録されている特例申告期限日が平成２３年１２月１日以前の場合は、１年以内）であること。ただし、実施可能期間の最終日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日を最終日とする。

（４）その他のチェック

本業務が行われた時間が税関の一般執務時間内であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）関税等更正請求ＤＢ処理

関税等更正請求された旨を関税等更正請求ＤＢに登録する。

（３）添付ファイル管理ＤＢ処理

添付ファイル管理ＤＢに入力された更正請求番号に係る情報が存在する場合は、関税等更正請求された旨を登録する。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 関税等更正請求控情報 | なし | 入力者 |
| 関税等更正請求確認情報 | なし | 税関（通関担当部門） |